

HS条約の改正に応じた関税率表の改正

令和 8 年 1 0 月 6 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

HS品目表の2028年改正（HS2028）への対応

HS品目表について

- HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS条約附属書の品目表（HS品目表）に適合させる義務がある。そのため、我が国の現行の関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、HS品目表に基づいて作成されている。

（参考）HS条約：商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約。WCO（世界税関機構）において採択され、1988年（昭和63年）1月1日に発効した。2026年10月現在、163か国・地域が批准。

①関税率の設定、②国際貿易統計の編纂、③原産地の決定、④貿易交渉での活用等をはじめとした、国際貿易の容易化を主目的としている。

- HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、概ね5年毎に改正されている。

考慮すべき事項

- 次期HS品目表（HS2028）は、2028年（令和10年）1月1日に発効予定。我が国においては、改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改正。
- HS品目表は、200か国・地域以上で使用され、国際貿易における商品の98%以上が同表に基づき分類されている。そのため、円滑な貿易の実現に資するよう、遅滞のないHS改正への対応が必要。

改正の方向性

HS品目表の改正に応じて、関税率表を改正することとしたい。

(参考) HS2028における改正品目の例

栄養補助食品

○HS2022（現行）

サプリメント等の構成成分や性状に基づき、それぞれ該当する項に分類されている。

急速成長する市場
拡大物品に関する分類の明確化の要請

(例)



植物エキス (13.02項)



ビタミン剤
(21.06項)



魚油
(15.04項)

○HS2028

栄養補助食品（サプリメント等）は、医薬品を除き、21.07項に分類される（新設）。

使い捨てのプラスチック製品

○HS2022（現行）

環境問題への取り組み上重要な、使い捨てのプラスチック製品に係る特定の号がなく、使い捨てでないものと区別されていない。

環境問題への世界的な対応を踏まえた社会的要請

(例)



使い捨て
ストロー
(3917.24号)



使い捨て
手袋
(3926.21号)

○HS2028

使い捨て（Single-use）を品目表上に定義し、
主なプラスチック製品については使い捨てか否かで
分類が区別される（新設）。